

令和6年度
ダム管理技士試験の実施について

令和6年4月

一般財団法人 水源地環境センター

はじめに

ダム管理技士試験は、ダム管理に必要な知識及び技能を確認するための試験として、平成元年に建設省河川局長から指定を受け、一般財団法人 水源地環境センター（以下、当センター）が行ってきたものです。

河川法施行規則の改正により、平成 17 年度から国土交通大臣の登録※を受けて行う試験として、引き続き当センターが継続実施しています。この試験に合格すると、河川法第 50 条で利水ダムの設置者が置くことを義務付けられている「管理主任技術者」となる資格を有する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められるとともに、「管理主任技術者」の資格要件である実務経験年数が短縮されます。

また、公物管理補助業務におけるダム管理技士の活用については、平成 22 年 11 月に国土交通省、内閣府の「公物管理補助業務（ダム管理支援業務）民間競争入札実施要領」の中で、ダム管理技士試験の合格者が管理技術者の要件に明示されました。それを受けて、各地方整備局等において、ダム管理支援業務の配置予定管理技術者として活躍の場が広がってきています。

この試験に合格した多くの方が、ダム管理の現場の第一線で活躍しています。

※河川法施行規則第 27 条の 2 第 1 号の登録（平成 17 年 3 月 1 日付官報 国土交通省告示第 229 号）

1. 受験資格

(1) 受験資格

受験資格者の年齢は、満 21 才から 65 才までの者とし、下表に掲げる教育施設において、各分野に関する正規の課程を修めて卒業した後、ダム又は河川の管理に関して下表に掲げる期間以上の実務の経験を有する者であること。

教育施設（学歴）	ダム又は河川の管理に関する実務経験年数	
	土木工学に関する課程を修めて卒業した者	その他の場合
大学・短期大学 高等専門学校卒業後	2 年以上	3 年以上
高等学校卒業後	3 年以上	4 年以上
上記に該当しない者	8 年以上（うち、ダム管理業務が 3 年以上）	

(注)「ダム又は河川の管理」とは、以下の業務をいう

- ①河川及びダムの管理
- ②河川・砂防及びダムの設計・工事・監督
- ③河川・砂防及びダムの計画・調査

(2) 欠格

次に該当する者は受験することができません。

1 年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられその刑を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者。

2. 受験申請書の審査

受験申請書に基づいて、受験資格の有無、必要な記載事項及び受験手数料の納付の有無等、受験申請書類に不備がないか審査を行います。

3. 試験日

- (1) 学科試験 令和6年7月26日(金)10時～12時30分
- (2) 実技試験 令和6年10月上旬～12月上旬のうちの3日間で実施

4. 試験場

- (1) 学科試験 東京・水道橋 一般財団法人 全水道会館
〒113-0033 東京都文京区本郷1-4-1
TEL 03-3816-4196 FAX 03-3818-1430
- (2) 実技試験 一般財団法人 全国建設研修センター 3号館
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2
TEL 042-324-5315 (代)

5. 試験の方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、その試験の方法は以下によるものです。

- (1) 学科試験は、ダム又は河川の管理に必要な専門的知識を有しているか否かを判定することに主眼を置いて行い、択一式、〇×式、記述式で実施します。試験科目は次のとおりです。

- ①ダムに関する法律制度に関する事項
 - ②ダム及びその附帯設備並びにダムを操作するために必要な機械、器具等に関する事項
 - ③ダム貯水池における水質汚濁、地すべり、堆砂等に対する対策に関する事項
 - ④ダムを操作するために必要な気象及び水象に関する情報の収集及び解析並びにダムの操作に関する事項
- なお、上記の各事項には、点検に係わる項目を含んでいます。

- (2) 実技試験は、当該年度の学科試験に合格した者及び前年度の学科試験に合格し、実技試験で不合格となった者を対象として実施します。

試験は、ダム管理用シミュレータによる洪水時等のダム操作、管理に必要な予測計算、判断力等について、3日間にわたり総合的に実施します。

- (3) 学科試験の免除

当該年度の学科試験に合格し、実技試験に不合格となった者については、次年度に限り学科試験を免除します。

6. 受験料

- (1) 学科試験… 10,000円(消費税込み)
- (2) 実技試験… 47,000円(消費税込み) [学科試験合格後に必要]

7. 受験手続き等

- (1) 受験関係書類を請求する場合又は印刷する場合について

- ①請求する場合

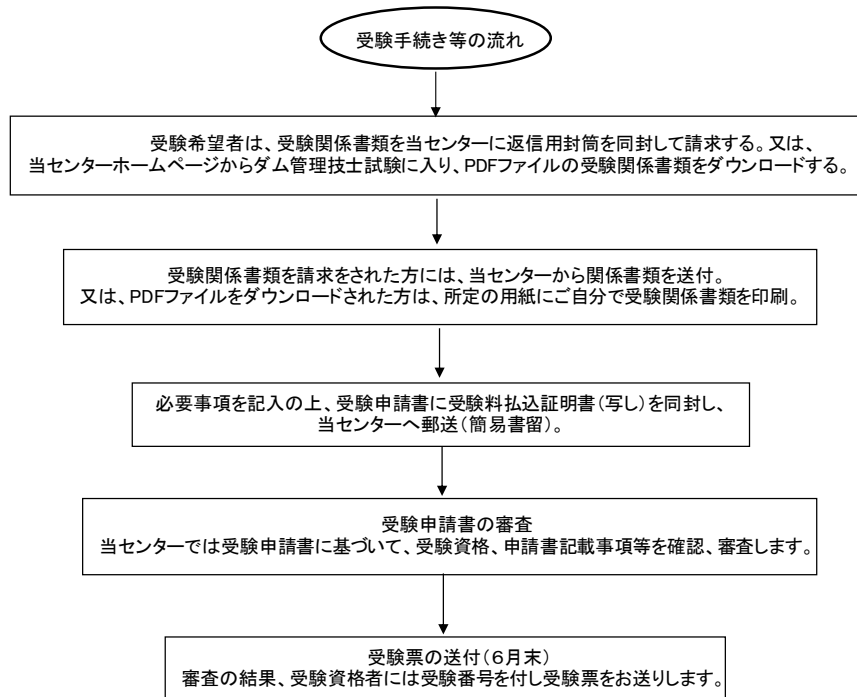
受験関係書類の請求は、A-4サイズの返信用封筒(請求者氏名、住所[〒番号]を記入の上、250円切手を貼付。)を、当センターに送付して下さい。

折り返し、ダム管理技士試験の受験の手引き、受験願書等受験関係書類1部をお送りいたします。なお、複数部数入用な方は、当センターにお問い合わせ下さい。

- ②印刷する場合(ご自分で)

当センターホームページ(<http://www.wec.or.jp/>)から“ダム管理技士試験”に入ってください、願書関連（HP用書類）から、受験願書、受験票、写真票をご自分で印刷して下さい。その際、受験願書は、A-3版普通紙に、A-4版の2アップ両面印刷で、出来上がりはA-4版の2折りで左側を山折り目になるように、受験票は、はがき用紙に両面印刷（長辺とじ）に、写真票は、はがき用紙に片面印刷して下さい。また、ダム管理技士養成講習会の受講を希望される方は、“ダム管理技士養成講習会のご案内”をご覧ください。なお、不明な点がありましたら、この資料4ページ“問合せ先”に連絡下さい。

- (2) 受験申請書類等、受験の申込みに必要な書類は、次のとおりです。
- ①ダム管理技士試験受験願書：ダム又は河川の管理に関する実務経験年数の経歴証明が必要です。
 - ②受験票：受験申請書類に不備がない者には、受験番号を付して通知します。この受験票の表には、必ず切手を貼っておいて下さい。
 - ③写真票：6ヶ月以内に撮影した縦6cm、横4.5cmの上半身正面脱帽の明瞭なもの（カラー写真とする）で、裏面に氏名を記入の上糊付けして下さい。
 - ④住民票：受験者本人の3ヶ月以内発行（本籍地も記載、コピーは不可）のもの。
 - ⑤受験料払込証明書：受験料は、払込取扱機関の払込用紙を使用し、郵便局等へ払込むことにより交付される「振替払込請求書兼受領証」（郵便局窓口の場合）、または「ご利用明細票」（ATMの場合）等の“写し”（これが「受験料払込証明書」となります）を、受験申請書とあわせて送付して下さい。
- (3) 受験申請者数が定員を上回り受験者数を調整したことにより受験できない方が生じた場合は、その方には受験手数料の全額を返還します。また、受験申請を取り消した場合等は、受験手数料から必要経費を差し引いて受験手数料の一部を返還することができます。
- (4) 受験申込み受付期間及び申込み先
- ・ 期 間：令和6年4月1日（月）～5月10日（金）
（締切日の消印有効）
 - ・ 請求、申込の送付先：
一般財団法人 水源地環境センター 試験担当
〒102-0083 東京都千代田区麹町2-14-2 麹町NKビル
TEL 03-3263-9923（FAX 03-3263-9922）
- (5) 受験願書の記入要領等は、別冊のダム管理技士試験「受験の手引き」を参照して下さい。
- (6) 申込み人数が定員を上回った場合には、受験者数を調整させていただきますので御了承下さい。



8. 合否の通知

合否の通知は、受験者に書面で通知します。

- (1) 学科試験：令和6年8月下旬～9月上旬
- (2) 実技試験：令和6年12月下旬予定（合格者には合格証明書を送付）

問合せ先：一般財団法人 水源地環境センター 試験担当

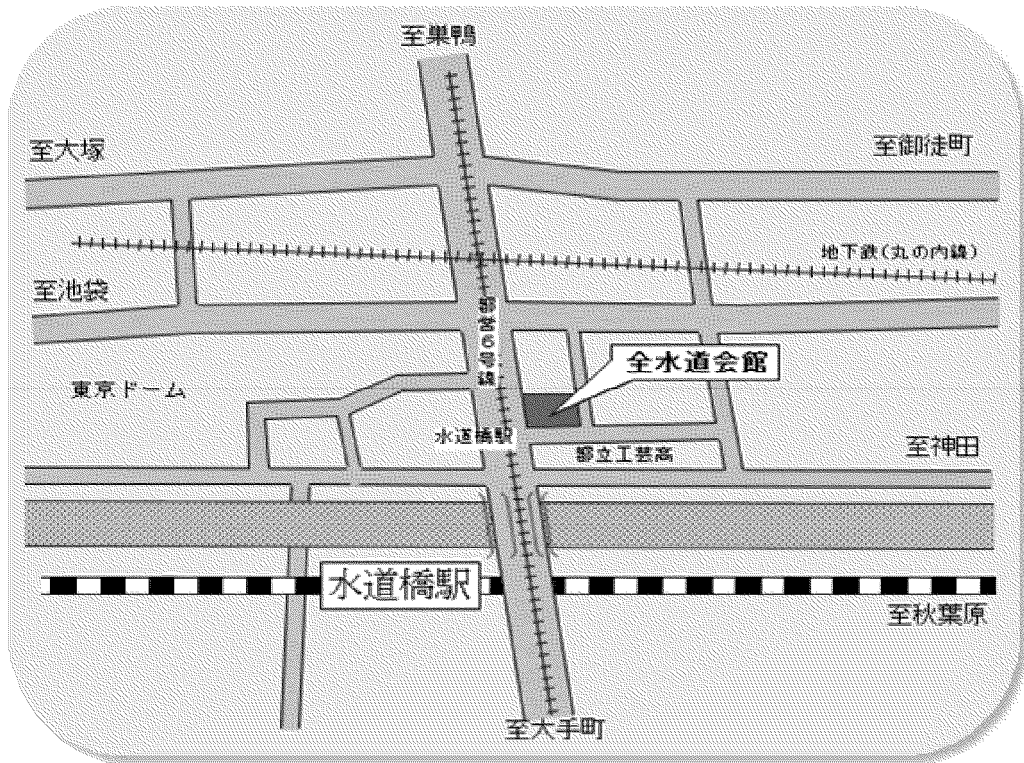
TEL 03-3263-9923

FAX 03-3263-9922

E-mail siken@wec.or.jp

【学科試験会場案内図】

所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷 1-4-1
TEL : 03-3816-4196 FAX : 03-3818-1430
講習会場 東京・水道橋 (一財) 全水道会館



<交通>

JR 中央・総武線 水道橋駅下車 東口徒歩 2 分
地下鉄都営三田線 水道橋駅下車 A1 出口徒歩 1 分